

# 公園等公衆トイレの改築方針について

## 1 目的

公園等公衆トイレ（以下「トイレ」という。）の使われ方を整理し、墨田区内における適正なトイレの配置、改築順序等を取りまとめたトイレの改築方針を策定し、トイレの集約を含む効果的・効率的なトイレの改築を推進する。

<区内のトイレの数> 合計 138 か所

内訳：公衆トイレ：41 か所、公園トイレ：54 か所、児童遊園トイレ：40 か所、区民広場トイレ：3 か所

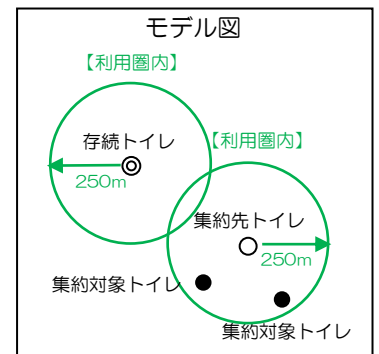
## 2 トイレの使われ方の整理

視 点		本方針における定義
項 目	理 由	
使う人	住民意識調査によると、トイレの利用頻度が低いことから、主な利用者を設定する必要がある。	使用するトイレを選択しにくい人（例：12歳以下（小学生以下）、高齢者、来街者（外国人を含む。））
使われ方	平時だけでなく、有事も含めたトイレの利用方法や利用できる時間帯を設定する必要がある。	声掛け等の管理側の許諾が不要で、24時間365日利用でき、有事の際にも一定程度利用できる。

## 3 トイレの適正配置

上記2を踏まえて、トイレの配置は、250m以内（以下「利用圏内」という。）に1か所を基本とした上で、配置バランス、周辺の施設や橋・道路等の状況等を考慮し、次のとおり、存続トイレ、集約先トイレ、集約対象トイレに区分した。

- 【存続トイレ（◎）】利用圏内に1つしかないトイレ：25か所
- 【集約先トイレ（○）】利用圏内にトイレが2つ以上ある場合に、ここに集約しようとするトイレ：79か所
- 【集約対象トイレ（●）】利用圏内にトイレが2つ以上ある場合に、集約される側のトイレ：34か所



## 4 トイレの改築

現存するトイレについて、構造ごとの耐用年数と築年数から経年の度合いを確認し、度合いが小さいものから順に、A（耐用年数まで5年超）、B（耐用年数まで5年以内）、C（耐用年数の100%～125%）、D（耐用年数の125%超）、の4段階に区分した。



Dに区分された存続トイレ又は集約先トイレから順次、堅固な構造で改築する。

## 5 今後の進め方

- (1) 現基本計画後期（4年間）及び次期基本計画前期（5年間）を合わせた9年間を目途に、耐用年数を超える（区分C及びD）存続トイレ及び集約先トイレを改築する。
- (2) 改築に当たっては、都市公園法による面積要件（建物は公園面積の2%以内）や建築基準法による42条2項道路のセットバックなどに適切に対応しながら、単独又は公園再整備等の事業で実施する。
- (3) 改築するトイレが集約先トイレの場合は、当該利用圏内にあるトイレの利用実態調査を行った上で、地元町会等へ丁寧に説明しながら集約先トイレと集約対象トイレを最終決定し、改築と集約を併せて実施することを原則とする。
- (4) 集約対象トイレがある公園が一時避難場所等になっている場合で、集約対象トイレを撤去するときは、マンホールトイレの設置について、地元町会等と調整する。

# 【トイレの改築方針（位置図）】

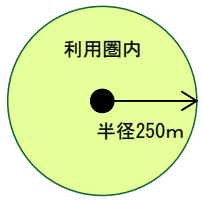
## 《凡例》

番号：存続トイレ又は集約先トイレ

番号：集約対象トイレ

- : 耐用年数まで5年超 (A) 76か所
  - : 耐用年数まで1~5年 (B) 10か所
  - : 耐用年数 100~125% (C) 3か所
  - : 耐用年数 125%超 (D) 49か所
- 合計138か所

● : 都立公園トイレ又は区境、橋際にある周辺区トイレ（参考）



※ 利用圏内は、存続トイレ又は集約先トイレを中心とした半径250m

